

別表一覧

件 名	No.	P	規 定 関 係
指定施業要件における伐採の方法（主伐）	別表 1	略	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 45 林野治第 921 号）の別表 1 による
保安林の指定により直接利益を受ける者等	別表 2	略	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 45 林野治第 921 号）の別表 3 による
保安林の指定申請に係る添付書類等	別表 3	26	
転用を目的とする保安林解除の審査にあたっての級地区分	別表 4	略	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 45 林野治第 921 号）の別表 5 による
保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準	別表 5	略	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 12 林野治第 790 号農林水産事務次官通知）の別紙による
保安林の転用を目的とした解除申請に係る添付書類	別表 6	27	
保安林における立木伐採等の許可申請、届出に対する適否判定等の調査基準	別表 7	30	
森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可申請書の添付図書一覧表	別表 8	45	
保安林の土地の形質の変更行為の許可基準	別表 9	略	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 45 林野治第 921 号）別表 8 による
違反行為に対する措置等	別表 10	46	
省令付録第 8（第 57 条【植栽本数】関係）の算式による植栽本数	別表 11	58	
国等以外の者が実施する事業	別表 12	略	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 45 林野治第 921 号）別表 4 による

様式一覧表

件 名	様式	P	規 定 関 係
保安林指定（解除）申請書	A-1	略	森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）の12規則第48条第1項の申請書の様式による
保安林（保安施設地区）指定施業要件変更申請書	A-2	略	
異議意見書	A-3	略	同13規則第51条の意見書の様式による
保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書	A-4	略	同14規則第59条第1項の申請書の様式による
〃（〃）内立木伐採届出書	A-6	略	同15規則第60条第2項の届出書の様式による。
〃（〃）内作業許可申請書（立竹の伐採等）	A-8	略	同16規則第61条の申請書の様式による。
〃（〃）内下草、落葉又は落枝の採取届出書	A-8(2)	略	同17規則第63条第2項の届出書の様式による。
〃（〃）内立木伐採届出書（終了届）	A-9	略	同18規則第65条第1項の届出書の様式による。
〃（〃）内植栽完了届出書	A-10	59	
〃（〃）内緊急〇〇届出書	A-11	略	同19規則第66条第1項の届出書の様式による。
〃（〃）択伐・間伐届出書	A-12	略	同20規則第68条第1項の届出書の様式による。
異議申立書	A-11(2)	略	同21規則第76条第1項の申立書の様式による。
保安施設地区指定申請書	A-13	略	同22規則第79条の申請書の様式による。
保安林指定調書等の意見書（知事の意見書）	A-14	略	保安林指定調書等の様式について（昭和45年45林野治第1553号）の第1保安林指定調書等の様式、1法第27条第3項の意見書の様式による
縮減計算表 甲	A-15	略	同 様式15-2-1による
縮減計算表 乙	A-16	略	同 様式15-2-2による
保安林内立木伐採届出書の受理について（届出者への通知）	A-17	60	森林所有者に植栽義務がない場合に適用
保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書の受理について	A-17-1	61	森林所有者に植栽義務がある場合に適用
保安林内立木伐採について（被許可者から所有者への通知）	A-18	61	規則第65条第2項
保安林（保安施設地区）内における立木伐採の届出（市町村長への通知）	A-19	62	規則第67条
保安林内立木伐採不許可決定通知書（申請者への通知）	A-20	63	
保安林内立木伐採届出書の受理について（届出者への通知）	A-21	64	
保安林内立木伐採届出書の受理について（市町村長への通知）	A-22	65	規則第70条
保安林内択伐届出書の受理について（届出者への通知）	A-23	66	
保安林内択伐届出書の受理について（市町村長への通知）	A-24	67	規則第70条
保安林内間伐届出書の受理について（届出者への通知）	A-25	68	
保安林内間伐届出書の受理について（市町村長への通知）	A-26	69	
保安林内（保安施設地区）内における択伐計画の変更について（届出者への通知）	A-27	70	
保安林内（保安施設地区）内における間伐計画の変更について（届出者への通知）	A-28	71	
保安林内の土地形質の変更行為の許可証	A-29	72	
保安林内立木伐採許可期間延長申請書	A-30	73	
作業許可期間延長申請書	A-31	74	
保安林（保安施設地区）内作業許可書（立竹の伐採等）（申請者への通知）	A-32	75	
保安林（保安施設地区）内作業行為不許可決定通知書（申請者への通知）	A-33	76	

様式一覧表

その2

件名	様式	P	規定関係
保安林（保安施設地区）内作業行為終了届出書（被許可者からの通知）	A-34	77	
保安林（保安施設地区）内柵設置届出書	A-35	78	
保安林（保安施設地区）内作業行為届出書の受理について（届出者への通知）	A-36	79	
保安林内植栽義務例外認定請求書〔省令第72条第1号関係〕	A-37	80	
保安林内植栽義務例外の認定について（請求者への通知）	A-38	81	
保安林内植栽義務例外認定請求書〔省令第72条第2号関係〕	A-39	82	
保安林内植栽義務例外の認定について（請求者への通知）	A-40	83	
保安林損失補償請求書	A-41	84	
保安林損失額算定書	A-42	略	保安林の指定による損失補償及び受益者負担に関する要綱について（昭和34年34林野指第6687号）の別記様式第2号による
保安林の損失補償に係る森林法第36条の規定による受益者負担金について	A-43	略	同 別記様式第3号による

別表3 保安林指定申請に係る添付書類等

作成区分	編纂順序	添付書類	県	国	摘要	様式等
本庁	1 2	申請書又は進達書 知事意見書	×	○ ○	意見書の作成にあたっては、諮問案件は森林審議会へ諮問が必要	
出先	3 4 5 6 7 8 9 10 11	提出又は副申 保安林指定調書 イ 共有者名簿 ロ 保安林指定調書附属 明細書 位置図 指定調査地図Ⅰ 指定調査地図Ⅱ (拡大詳細版) 写真 面積計算書 不動産登記簿照合表 市町村長意見書	○ ○ △ △ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	× ○ △ △ ○ ○ ○ ○ × ×	共有林の場合 2筆以上の場合 原則として縮尺1/50,000 原則として縮尺1/5,000 縮尺1/500～1/2,000(17条地図等による) 航空写真及び現況写真(近景・遠景他)	様式 B-1 要領 別表1
申請者	12 13 14 15 16 17 18	指定申請書 直接利害関係者の証書 保安林指定図 (申請添付図) 所有者等承諾(同意)書 課税証明書 保安林指定に関する 各種協議書・証明書 土地登記簿	△ ○ △ ○ △ △ ○	△ × △ △ × △ ×	県以外の者の申請の場合(国有林を除く) 土地等に対する権限を有する証書等 原則として縮尺1/5,000の等高線の入った図 面とするが面積が小さい場合は拡大詳細図 1/500～1/2,000を添付する 林野庁分については、土地所有者が国である 場合のみ添付 登記名義人と真の所有者が異なる場合 他法令制限区域の各種協議(証明)書等や地 目が田・畑になっている場合の農業委員会の 意見(同意)書等	A-1 省令第48 条関係
		その他			①国有林を風致保安林及び保健保安林に指定する場 合は林野庁への提出部数は2部とする。 ②1～3号及び4号以下の民有保安林の指定につい ては県及び林野庁の必要書類を添付すること。 ③4号以下の民有保安林の指定は県の必要書類は添 付すること。 ④県が指定申請する場合は、12～14の添付書類は省略 する。	

○：添付が必要、△：添付不要の場合有り、×：添付不要

要綱別表6〔別紙〕
 (細則第12条関係)
 保安林の転用を目的とした解除申請に係る添付書類

I 提出する書類等

書類(図面)の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1. 申請書	別記様式によること。		省令第48条第1項柱書き、様式告示12
2. 位置図	①行政区界、②保安林区域、③解除申請区域	1/50,000	・国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用し凡例を付すこと。 ・解除箇所周辺1万ha(20×20cm)程度にある保安林を種類別に区域を明示すること。
3. 保安林解除調査地図	①保安林区域、②事業区域、③解除申請区域	1/5,000	調査地図は森林計画図(民有林)又は基本図(国有林又は県有林)を使用し、凡例を付すこと。
4. 保安林解除図	①市町村界、②大字界、③字界、④地番界(黒)、⑤地番、⑥地目、⑦保安林界(赤)、⑧事業区域界(青)、⑨解除申請区域(赤)⑩解除申請地の隣接地の地番及び地目	1/500～ 1/2,000	省令48条第1項第1号、様式告示12原則として実測図とすること。
4. 現況写真	①保安林区域、②解除申請区域、③写真撮影位置図		・全景及び部分とし、転用規模が大きいものにあつては空中写真を添付すること。 ・写真撮影位置図は、撮影位置及び撮影方向を図示すること。
5. 事業計画書	別記様式によること。 工事工程表を含む。		細則第12条第3項
6. 代替施設計画書	別記様式によること。 工事工程表を含む。		細則第12条第3項
7. 事業等に要する資金に関する書類			
8. 事業計画図 代替施設計画図	①地形(等高線入り)、②事業区域界(青)、③保安林界(赤)、④解除申請区域、⑤土地利用計画(施設の配置及び名称)、⑥法面の位置、形状小段、⑦切土、盛土の区分、⑧えん提、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の配置、⑨縦横断測点又は測線、⑩残置又は造成する森林の配置	1/500～ 1/2,000	・工種別(道路、排水施設等)に色別すること。 ・事業計画図と代替施設計画図を合併して作成してもよい。この場合には、表題を「事業計画図兼代替施設計画図」とすること。
9. 縦横断面図			それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面部(法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。)とする。
10. 土量計算書	移動土砂量の計算		切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。
11. 土捨場位置図			
12. 土捨場平面図			
13. 土捨場容量計算書			取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない

			い。
14. 面積計算図	①縮尺及び方位、③事業区域（青）、②解除区域（赤）、③解除地番及び地目、④面積計算表（事業区域及び解除区域の面積内訳（地番及び地目）がわかるもの）		
15. 代替施設安定計算書			取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。
16. 排水施設平面図	①集水区域界（色別）、②集水区域の番号及び面積、③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、④保安林界（赤）、⑤排水系統模式図を図面の余白に記載、⑥流末処理計画を記載	縮尺 1/500～ 1/2,000	・集水区域及び排水施設の記号又は番号は排水施設計画総括表、事業計画書及び代替施設計画書と対照できるように番号を附すこと。 ・必要に応じて「施工中」「施工後」に分けて作成すること。
17. 排水施設流量計算書			取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。
18. 流出土砂貯留施設平面図			
19. 流出土砂貯留施設計算書			取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。
20. 洪水調節施設等平面図			
21. 洪水調節施設等計算書			取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。
22. 集水区域図			
23. 構造図			土工定規図を含む。
24. 許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可証書の写し	事業又は施設についての行政庁の許認可の状況		・申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合に限る。 ・環境アセスメントの実施状況も含む。
25. 申請者に関する書類	法人：法人登記事項証明書 法人でない団体：定款、営業報告書等（代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） 個人：住民票の写し、個人番号カード（表面）の写し等（氏名及び住所を証する書類）		国、地方公共団体の場合は不要
26. 直接利害関係者の証書	土地登記簿謄本、土地売契約書、固定資産台帳証明、土地等に対する権限を有する証書等		
27. 資力及び信用があることを証する書類	①資金計画書、②資金の調達について証する書類（預金残高証明書又は融資証明書）、③法人の財務状況や経営状況を確認できる書類（貸借対照表、損		・①は事業計画書及び代替施設計画書に記載して代替することができる。 ・⑤は必要に応じて一定の期間

	益計算書等)、④納税証明書、⑤事業経歴書、⑥融資決定が転用解除後となる場合等当該書類が提出困難な場合に提出する書類(代替施設の設置等に係る部分の資金の調達に係る預金残高証明書等)		を定めその期間内の経歴とすることができる。
28. 必要な能力があることを証する書類	①建設業法許可書(土木工事業)、②事業経歴書、③預金残高証明書、④納税証明書、⑤事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員、技術者名等)⑥省令第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類、⑦申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合に提出する書類		・②及び⑥は必要に応じて一定の期間を定めその期間内の経歴及び実績とすることができる。 ・⑥は監督処分又は行政指導があった場合は、その対応状況も含む。
29. 級地区分に係る書類	当該地の傾斜度を測定した図面等		
30. 用地事情に係る書類	①転用に係る事業について具体的に示されている公的土地利用計画(法定外の計画を含む。以下同じ。)等、②必要に応じて、転用に係る事業が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類、③その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類		
31. 面積に係る書類	①転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す書類、②転用に係る事業が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合は、当該法令等		事業計画書により確認できる場合は、添付を要しない。
32. 実現の確実性に係る書類	①当該保安林の土地の登記事項証明書、所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類、②当該保安林と併せて使用する土地がある場合、当該土地に関する前記の書類		
33. 利害関係者の意見	①市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類、②直接利害関係者の範囲を示す図面等、③直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類(土捨場用地の使用承諾を含む。)		・直接利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の同意等を証する書類の添付で代替することができる。

(注)

・専ら道路(高速自動車国道を除く。)の新設又は改良に係る保安林解除申請については、上記7、9、10～13、15～19、22、23、26、33の③は添付を要しない。

要綱別表 7〔別紙〕

保安林における立木伐採等の許可申請、届出に対する適否判定等の調査基準

第 1 適否判定調査

適否判定調査は、法第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の許可の申請又は同条第 9 項若しくは法第 34 条の 2 第 1 項の届出及び法第 34 条の 3 第 1 項の届出があったとき、次により行うものとする。

1 立木伐採について

伐採に係る区域、所在場所並びに立木の樹種及び林齢を確認するほか、許可申請又は択伐に係る届出については、(1)、(2)及び(4)、間伐に係る届出については(3)に掲げるところにより調査をし、それぞれ別紙様式第 1 号から第 4 号までのいずれかの様式による適否判定等調査調書を作成し、法第 34 条第 9 項の届出については、伐採跡地の面積、その他伐採地の状況を確認して、別紙様式第 6 号による適否判定調書を作成する。

- (1) 皆伐による伐採にあつては、次のとおりとする。
 - 1) 伐採区域の面積を確認する。
 - 2) 当該保安林に係る指定施業要件の伐採の限度として施行令別表第 2 の第二号(一)口の規定による 1 箇所当たりの面積の限度が指定されている場合には、アからウまでに掲げる事項を確認する。
 - ア 当該伐採予定地の形状
 - イ 当該伐採予定地の境界のあらゆる部分から 20メートル未満の範囲における伐採年度を同じくする伐採跡地又は伐採予定地（以下「伐採跡地等」という。）の有無。
 - ウ イに掲げる場合において、該当するものあるときは、当該伐採予定地と伐採後地等との間の部分に介在する森林又は森林以外の土地の種類及び形状
 - 3) 防風保安林及び防霧保安林における伐採にあつては、当該保安林のうち伐採予定地以外の部分の形状、樹種、年齢及び生育状況を確認し並びに当該伐採による保全上の影響の度合を判定する。
- (2) 択伐による伐採にあつては、次のとおりとする。
 - 1) 調査時における当該森林の立木の材積及び伐採する立木の材積を確認する。
この場合において、立木の材積は、毎木法又は標準地法により測定する。
 - 2) 保安林の指定後における択伐による伐採の有無並びに該当するものがある場合には当該伐採に係る伐採年度及び当該森林の年成長率を確認する。
- (3) 間伐のための伐採にあつては、調査時における樹冠疎密度、当該森林の立木の材積、伐採する立木の材積、当該伐採後に予測される樹冠疎密度及び当該樹冠疎密度が 10分の 8 を下ると予測される場合には 10分の 8 以上に回復すると認められる時期を確認する。
なお、立木の材積については、択伐による伐採の場合に準じて測定する。
- (4) 樹種又は林相の改良のためにする伐採にあつては、(1)又は(2)によるほか、当該森林の地形、土壌等の状況及び当該伐採により土砂が流出し又は崩壊し、伐採跡地における成林が困難となる等森林の保全機能を害するおそれの有無を確認して、当該伐採により当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるかを判定する。

2 立竹の伐採等について

立竹の伐採等に係る区域、所在場所及び面積を確認するほか、少なくとも、許可申請については(1)から(4)までに掲げるところにより調査をして別紙様式第 5 号による適否判定等調査調書を作成し、届出については伐採地の面積その他伐採跡地の状況を確認して、別紙様式第 5 号による適否判定等調査調書を作成する。

- (1) 立竹の伐採にあつては、伐採する立竹の年齢及び束数を確認する。
- (2) 立木の損傷にあつては、損傷する立木の樹種、年齢及び本数を確認する。
- (3) 家畜の放牧にあつては、当該区域に立木がある場合には、当該立木の樹種、年齢及び疎密度を確認する。
- (4) 下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘及び開墾その他土地の形質を変更する行為にあつては、地形、気象及び土壌等の状況並びに当該区域に立木がある場合には当該立木の樹種、年齢及び疎密度を確認する。

第 2 照査等

照査及び調書（以下「照査等」という。）は、法第 34 条第 8 項の届出があったとき若し

くは許可の条件として付された伐採、間伐その他の行為が満了したとき又は当該保安林に係る指定施業要件に定められた植栽期間が満了したときに、次により行うものとする。ただし、他の方法により照査を行った場合はこの限りでない。

1 立木の伐採について

伐採跡地の区域及び所在場所並びに伐採した立木の樹種及び年齢のほか、皆伐による伐採にあつては伐採跡地の形状を確認するとともにその面積を測定し、択伐による伐採または間伐のための伐採にあつては伐採した立木の材積を確認し、いずれもその結果を別紙様式第1号から第4号までのいずれかの適否判定等調査調書に記載する。

2 立竹の伐採等について

行為跡地の面積その他行為跡地の状況を確認し、その結果を別紙様式第5号による適否判定等調査調書に記載する。

3 植栽について

植栽をしている場合にあつては植え付けた苗木の樹種及び本数並びにその分布状況を、植栽をしていない場合にあつてはその理由を、それぞれ調査し、その結果を別紙様式第1号から第3号のいずれかの適否判定等調査調書に記載する。

第3 面積の測定の方法等

1 面積は、原則として実測により測定する。ただし、当該区域の面積が0.05ヘクタール未満と認められる場合及び、市町村森林整備計画編成調査その他の調査により実測面積又はこれに準ずる面積が明らかにされている場合は、この限りではない。

2 立木材積は、幹材積とする。

別表7 別紙様式 第1号 (皆伐許可申請関係)
保安林内立木伐採 (皆伐) 許可申請に係る適否判定等調査調書

受理年月日		保安林台帳 整理番号		単位区域 の 名称		保安林種		
整理番号								
所在場所		市 郡		町 村		地 番		
申請者住所氏名						林 小 班		
						氏 名		
伐採関係	区 分	申 請			指定施業要件		適否	
	伐採の方法	皆 伐			伐採種を定めない/択抜/禁伐			
	伐採する立木の 樹種及び年齢	樹 種	年 齢	主伐 年齢の 下限				
	伐採面積	ha			年伐限度 1箇所限度	ha		
	伐採の期間							
	認定森林施業計画 帯状の残存	有 / 無			有 / 無			
	適否 判定 調査	伐採予定地周辺 の伐採跡地	許可 / 縮減して許可 (ha) / 不許可					
		許可に付す条件						
不許可の理由								
伐採後 の調査	年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名						
	伐採後の状況							
	伐採終了届等 の有無	伐採終了届	有 / 無		森林所有者 への通知	済 / 未済 / 無		
年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名							
是正措置状況								
植栽関係	区 分	申 請			指定施業要件		適否	
	植栽によらなければ的確な更新が 困難と認められる伐採跡地の面積	ha			ha			
	植栽の時期	年 月			植栽期限	年 月		
	植栽後の調査	植 栽 状 況			指定施業要件		適否	
	植栽樹種及び本数							
	伐採面積	植栽指定面積 (a)	残存木占有面積 (b)	(a) - (b)		植栽実施面積	適否	
	ha	ha	ha	ha		ha		
	年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名						
	植栽義務の免除 又は猶予の認定	基本通知第6の3の(1)アに該当			同イに該当			
		現地の状況						
是正措置状況								

調 査 図

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「伐採の方法」欄の「指定施業要件」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 3 「適否」欄には、○か×を記載する。
- 4 「年伐限度」欄には、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 の規定による皆伐面積の限度に関する直近の公表値を記載する。
- 5 「1 箇所限度」欄には、指定施業要件に記載されている 1 箇所当たりの伐採面積の限度を記載する。
- 6 「伐採の期間」欄の「適否」欄については、申請に係る伐採の期間が伐採を開始する日の属する伐採年度の 3 月 31 日を越えるか否かを確認し記載する。この場合、「許可に付す条件」欄に伐採期間の条件を記載する。
- 7 「带状の残存」欄は、防風保安林又は防霧保安林であって、指定施業要件に伐採の限度として森林を带状に残存する旨が規定されている場合に、申請書に添付された図面及び指定施業要件の内容を確認した上で、該当するいずれかを○で囲む。
- 8 「伐採予定地周辺の伐採跡地」欄には、基本通知第 4 の 5 の (3) の前段に該当する伐採跡地（ただし書き及びなお書きに該当するものを除く。）がある場合に、当該伐採跡地との距離及び当該伐採跡地の面積を記載する。
- 9 「許可・不許可」欄は、該当するいずれかを○で囲み、縮減して許可する場合には、その面積を記載する。
- 10 「伐採後の状況」欄には、実地調査の上、許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を記載する。
- 11 「伐採関係」欄の「是正措置状況」欄には、違反行為（指定施業要件に適合しない伐採）が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 12 「植栽樹種及び本数」欄の植栽本数については、1ha 当たりの植栽本数を記載する。
- 13 「植栽指定面積」欄には、「伐採面積」（指定施業要件として植栽が定められていない保安林に係る伐採面積を除く。）を記載する。
- 14 「残存木占有面積」欄には、「指定施業要件を定める場合の基準の見直しに伴う関係通知等の運用に当たっての留意事項について」（平成 14 年 5 月 10 日付け 14 林整治第 220 号林野庁治山課長通知）第 2 の 1 の (1) のなお書きに記載されたものに該当する面積を記載する。
- 15 「植栽実施面積」欄には、植栽が実施された面積（残存木の占有面積に係るものを含まない。）を記載する。
- 16 「植栽関係」欄の「是正措置状況」欄には、「適否」欄に×と記入された場合並びに許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を確認し違反行為が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 17 「調査図」には、図面の縮尺、地番界、伐採区域の境界線及び伐採（予定）地の境界のあらゆる部分から 20 メートル未満の範囲に存する伐採跡地等の位置、植栽が必要な区域その他必要な事項を記載する。

別表7 別紙様式 第2号 (択伐許可申請関係)

保安林内立木伐採 (択伐) 許可申請に係る適否判定等調査調書

受理年月日		保安林台帳 整理番号	単位区域 の名称	保安林種					
整理番号									
所在場所		市 郡 町 村 地番			林 小 班				
申請者住所氏名					氏 名				
伐採関係	申請の 適否	区 分	申 請			指定施業要件		適否	
		伐採の方法	択 伐			伐採種を定めない/択抜/禁伐			
		伐採する立木の 樹種及び年齢	樹 種	年 齢	主伐 年齢の 下限				
		伐採面積	ha						
		伐採立木材積	m3			伐採の限度	(付表から転記) m3		
		伐採の期間							
	認定森林施業計画	有 / 無							
	林 種	人工林 / 天然林							
	適否判定 調査	許可・不許可 許可に付す条件	許可 / 縮減して許可 (ha) / 不許可						
		不許可の理由 年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名						
		伐採後の 調査	伐採後の状況 伐採終了届等 の有無	伐採終了届	有 / 無	森林所有者 への通知	済 / 未済 / 無		
	年月日・氏名		年 月 日 調査者氏名						
是正措置状況									
植栽関係	申請の 適否			申 請		指定施業要件		適否	
		植栽の時期		年 月		植栽期限	年 月		
	植栽後の 調査	植栽樹種及び本数		植 栽 状 況		指定施業要件		適否	
		植栽によらなければ的確な更新が 困難と認められる伐採跡地の面積				ha			
		伐採面積	植栽指定面積 (a)	天然更新木等 占有面積 (b)	(a) - (b)	植栽実施面積		適否	
		ha	ha	ha	ha	ha			
		年月日・氏名		年 月 日 調査者氏名					
		植栽義務の免除 又は猶予の認定		基本通知第6の3の(1)アに該当		同イに該当			
			基本通知第6の3の(2)に該当						
	是正措置状況		現地状況						
調 査 図									

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「伐採の方法」欄の「指定施業要件」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 3 「適否」欄には、○か×を記載する。
- 4 「伐採の限度」欄は、付表により算出し記載する。
- 5 「伐採の期間」欄の「適否」欄については、申請に係る伐採の期間が伐採を開始する日の属する伐採年度の3月31日を越えるか否かを確認し記載する。この場合、「許可に付す条件」欄に伐採期間の条件を記載する。
- 6 「林種」欄は、該当するいずれかを○で囲むこととし、「人工林」が選択されている場合については、その「適否」欄に×を記載する。
- 7 「許可・不許可」欄は、該当するいずれかを○で囲み、縮減して許可する場合には、その面積を記載する。
- 8 「伐採後の状況」欄には、実地調査の上、許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を記載する。
- 9 「伐採関係」欄の「是正措置状況」欄には、違反行為（指定施業要件に適合しない伐採）が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 10 「植栽樹種及び本数」欄の植栽本数については、1ha当たりの植栽本数を記載する。
- 11 「植栽指定面積」欄には、「伐採面積」（指定施業要件として植栽が定められていない保安林に係る伐採面積を除く。）を記載する。
- 12 「天然更新木等占有面積」欄には、「保安林の植栽義務の猶予の運用に当たっての留意事項について」（平成19年3月31日付け19林整治第2928号林野庁治山課長通知）4の(2)のなお書きに記載されたものに該当する面積を当該択伐に係る択伐率で除して得られる面積を記載する。
- 13 「植栽実施面積」欄には、植栽が実施された面積（「天然更新木等占有面積」を含めない。）を記載すること。
- 14 「植栽関係」欄の「是正措置状況」欄には、「適否」欄に×と記入された場合並びに許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を確認し違反行為が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 15 「調査図」は、「保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。

附表

択伐に係る伐採立木材積の上限の算出調書

調査事項	現在の材積 (Vo)	m ³	年成長率(p)		
	主伐後材積 (Vp)	m ³	前回主伐後の年数(n)		
	標伐時材積 (Vs)	m ³			
択伐率の算出式等	2回目以降の択伐		前回主伐後の材積が明示	前回主伐後の材積が不明	
		植栽義務なし	$\frac{V_o - V_p}{V_o} \times 100$ (30%を上限)	$p \times n \times 100$ (30%を上限)	
	植栽義務あり	$\frac{V_o - V_s \times 7/10}{V_o} \times 100$ と上覧の率のいずれか小さい率 (40%を上限)			
	初回択伐	植栽義務なし	指定施業要件に記載されている初回択伐に係る択伐率		
		植栽義務あり	指定施業要件に植栽の方法等が定められている森林に係るものとして記載されている初回択伐に係る択伐率と「2回目以降の択伐」の「植栽義務あり」の場合の択伐率のいずれか小さい率		
択伐率		%	伐採立木材積の上限	m ³	

注意事項)

1 「調査事項」欄については、以下により記載する。

- (1) 「現在の材積」は、申請に係る伐採の伐採年度の初日における当該森林の立木の材積。
- (2) 「主伐後材積」は、前回の主伐（森林法施行規則第条 60 項第 1 号から第 9 号に掲げる伐採を除く。）を終えたときの当該森林の立木の材積。
- (3) 「標伐時材積」は、申請に係る保安林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積。

2 前回の主伐を終えたときの当該森林の立木の材積が不明な場合であって、かつ年成長率が不明な場合の択伐率については、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率に前回の主伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする全伐採年度までの年度数を乗じて成長量を算出し、これを現在の立木材積で除して択伐率を算出する。

保安林内立木択伐届出に係る適否判定等調査調書

受理年月日		保安林台帳 整理番号			保安林種			
整理番号								
所在場所		市郡	町村	地番	林小班			
届出者住所氏名					氏名			
伐採関係	届出の適否	区分	届出		指定施業要件		適否	
		伐採の方法	択伐		伐採種を定めない / 択伐 / 禁伐			
		伐採しようとする立木の樹種及び年齢	樹種	年齢	主伐年齢の下限			
		伐採立木材積	m3 ha		伐採の限度 (付表から転記) m3			
		伐採箇所の面積						
		伐採の方法						
		伐採の期間						
	林種	人工林 / 天然林						
	伐採前調査	変更命令の要否	要 / 否					
		変更命令の内容						
		年月日・氏名	年 月 日		調査者氏名			
	伐採後調査	伐採後の状況						
年月日・氏名		年 月 日		調査者氏名				
是正措置状況								
植栽関係	植栽後の調査			植栽状況	指定施業要件	適否		
		植栽樹種及び本数						
		植栽の時期		年 月	植栽の期限	年 月		
		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積				ha		
		伐採面積	植栽指定面積 (a)	天然更新木等占有面積 (b)	(a) - (b)	植栽実施面積	適否	
		ha	ha	ha	ha	ha		
		年月日・氏名		年 月 日		調査者氏名		
	植栽義務の免除又は猶予の認定	基本通知第6の3の(1)アに該当			同イに該当			
		基本通知第6の3の(2)に該当						
		現地状況						
是正措置状況								
調 査 図								

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「伐採の方法」欄の「指定施業要件」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 3 「適否」欄には、○か×を記載する。
- 4 「伐採の限度」欄は、付表により算出し記載する。
- 5 「伐採方法」欄には、単木、帯状、群状等選木方法を記入する。
- 6 「林種」欄は、該当するいずれかを○で囲むこととし、「人工林」が選択されている場合については、その「適否」欄に×を記載する。
- 7 「変更命令の要否」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 8 「伐採後の状況」欄には、実地調査の上、届出内容どおりの伐採がされたかどうかを記載する。
- 9 「伐採関係」欄の「是正措置状況」欄には、違反行為（指定施業要件に適合しない伐採）が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 10 「植栽樹種及び本数」欄の植栽本数については、1ha当たりの植栽本数を記載する。
- 11 「植栽指定面積」欄には、「伐採面積」（指定施業要件として植栽が定められていない保安林に係る伐採面積を除く。）を記載する。
- 12 「天然更新木等占有面積」欄には、「保安林の植栽義務の猶予の運用に当たっての留意事項について」（平成19年3月31日付け19林整治第2928号林野庁治山課長通知）4の(2)のなお書きに記載されたものに該当する面積を当該択伐に係る択伐率で除して得られる面積を記載する。
- 13 「植栽実施面積」欄には、植栽が実施された面積（「天然更新木等占有面積」を含めない。）を記載すること。
- 14 「植栽関係」欄の「是正措置状況」欄には、「適否」欄に×と記入された場合並びに許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を確認し違反行為が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 15 「調査図」は、「保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。

別表7 別紙様式 第4号 (間伐届出関係)
保安林内間伐届出に係る適否判定等調査調書

受理年月日		保安林台帳 整理番号		保安林種		
整理番号						
所在場所	市 町 村			地番	林小班	
届出者住所氏名	市 町 村			地番	氏名	
届出の 適否	区分	届出		指定施業要件	適否	
	伐採しようとする 立木の樹種及び年齢	樹種	年齢			
	間伐立木材積	m ³		間伐率	%	
	(間伐率等)	立木材積	m ³			
		間伐率	%			
	樹冠疎密度	届出時				
		5年後				
間伐箇所の面積	ha					
間伐方法						
伐採の期間						
伐採前 調査	変更命令の要否	要 / 否				
	変更命令の内容					
	年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名				
伐採後 調査	伐採後の状況					
	年月日・氏名	年 月 日 調査者氏名				
是正措置状況						

調査図

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「適否」欄には、○か×を記載する。
- 3 「間伐立木材積」欄については、伐採年度の初日における届出に係る森林の立木の材積を森林簿等により調査し記載する。
- 4 「樹冠疎密度」欄については、「届出時」欄は現地調査や空中写真による調査等により把握し、また、「5年後」欄は森林簿の樹種、林齢、地位等のデータから推測し、記載する。
- 5 「変更命令の要否」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 6 「伐採後の状況」欄には、実地調査の上、届出内容どおりの伐採がなされたかどうかを記載する。
- 7 「是正措置状況」欄には、違反行為（指定施業要件に適合しない伐採）が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 8 「調査図」は、「保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。

別表7 様式第5号（土地の形質変更行為等許可申請関係）

保安林内土地の形質変更行為等許可申請適否判定等調査調書

受理年月日		保安林台帳 整理番号		保安林種		
整理番号		市 郡 町 村 地番		林小班		
所在場所		市 郡 町 村 地番		氏名		
申請者住所氏名		市 郡 町 村 地番		氏名		
申請書の内容	行為の種類					
	行為の面積	ha				
	具体的な内容					
	期間					
適否の判断	区分	内容			適否	
	立木の伐採	伐採の有無	有 / 無			
		許可申請等状況	伐採の許可申請 / 伐採の届出			
		許可等の年月日				
	許可基準等	解除予定保安林	(1) 保安林解除の予定告示の日から40日を経過し、かつ法第32条第1項の意見書の提出がない。			
			(2) 上記の意見書は提出されたが、予定通知又は予定告示の内容を変更する必要がない。			
			(3) 上記の(1)又は(2)に該当し、かつ代替施設の設置に関する計画に従い行われる。			
	上記以外	(1) 基本通知に基づき定められた審査基準のうち、基本通知第5の2の(1)のア～カに係る部分に該当しない(下記(2)に該当する場合を除く。)				
		(2) 基本通知に基づき定められた審査基準のうち、基本通知の別表8に係る部分に適合している。				
		(3) 上記の(1)又は(2)に該当し、かつ許可申請に係る保安林の指定目的の達成上支障がない。				
適否判定調査		年 月 日		調査者		
行為実施後の調査	許可・不許可		許可 / 不許可			
	許可に付す条件					
	不許可の理由					
	行為実施後の状況					
	年月日・氏名		年 月 日		調査者	
是正措置状況						

調査図

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「行為の種類」欄には、「立竹の伐採」、「立木の損傷」、「家畜の放牧」、「下草、落葉又は落枝の採取」、「土石又は樹根の採掘」、「開墾」、「土地の形質の変更」の区分を記載する。
- 3 「行為の面積」欄は、「下草、落葉又は落枝の採取」の場合にあっては、斜線を記載する。
- 4 「具体的な内容」欄は、「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」（昭和37年7月2日付け農林省告示第854号）第16号の規則第61条の申請書の様式の注意事項3（1）～（7）に従って記載する。
- 5 「伐採の有無」欄は、該当するいずれかを○で囲む。
- 6 「許可申請等状況」欄は、「伐採の有無」欄で「有」を選択した場合に記載し、該当するいずれかを○で囲む。
- 7 「許可等の年月日」欄は、「伐採の有無」欄で「有」を適択した場合に記載する。
- 8 「立木の伐採」欄の「適否」欄には、○か×を記載する。
- 9 「許可基準等」欄の「解除予定保安林」とは、森林法第30条又は第30条の2第1項の規定により保安林の解除を予定する旨の告示が行われた保安林である。
- 10 「許可基準等欄」の「予定告示」とは、上記9に示す「保安林の解除を予定する旨の告示」であり、「予定通知」とは、同法第29条の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事に対し行う「保安林の解除を予定する旨の通知」である。
- 11 「許可基準等」欄の「適否」欄には、左欄に該当するものに○、該当しないものに×を記載する。
- 12 「許可・不許可」欄は、「解除予定保安林」欄及び「上記以外」欄のいずれの場合も、（3）に該当する場合に「許可」を○で囲む。
- 13 「行為実施後の状況」欄には、実地調査の上、許可内容及び許可に付された条件の遵守状況を記載する。
- 14 「是正措置状況」欄には、違反行為（指定施業要件に適合しない伐採）が認められた場合にとった是正措置の内容を記載する。
- 15 「調査図」は、「保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。

別表7 様式第6号 (緊急伐採等届出関係)

保安林内緊急伐採等届出適否判定調書

受理年月日		保安林台帳整理番号		単位区域の名称		保安林種		
整理番号								
所在場所		市郡	町村	地番		林小班		
届出者住所氏名		市郡	町村	地番		氏名		
届出に係る行為関係	届出の適否	区分理由	内 容					適否
		行為の日時						
		行為の方法	立木伐採	皆伐	樹種	年齢	伐採面積又は伐採立木材積	
						ha		
	択伐					ha		
					m ³			
	間伐				ha			
					m ³			
	その他							
	行為実施後の調査		年 月 日 調査者氏名					
是正措置状況								
植栽関係	植栽後の調査	植栽状況		指定施業要件		適否		
		植栽樹種及び本数						
		植栽の時期		年 月	植栽の期限	年 月		
		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積				ha		
	伐採面積(a)	植栽指定面積(b)	残存木占有面積	(a) - (b)	植栽実施面積	適否		
	ha	ha	ha	ha	ha			
	年月日・氏名		年 月 日 調査者氏名					
	植栽義務の免除の認定		基本通知第6の3の(1)アに該当		同イに該当			
基本通知第6の3の(2)に該当								
現地の状況								
是正措置状況								

調査図

注意事項

- 1 該当する記載事項がない欄には、斜線を記載する。
- 2 「理由」欄の適否については、法第34条第1項第7号又は法第34条第2項第4号に該当する行為であるか否かを確認し、該当する場合に○を、該当しない場合に×を記載する。
- 3 「行為の日時」欄の適否については、行為の終わった日から30日以内に届出書が提出されているか否かを確認し、○か×を記載する。
- 4 「行為の方法」欄の「立木伐採」欄の「伐採面積又は伐採立木材積」欄については、皆伐の場合には伐採面積を記載し、択伐及び間伐の場合には伐採区域の面積及び伐採立木材積を記載する。
- 5 「行為の方法」欄の「その他」欄については、「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」（昭和37年7月2日付農林省告示第854号）第16号の規則第61条の申請書の様式の注意事項3(1)～(7)に従って記載する。
- 6 「届出に係る行為関係」欄の「是正状況」欄には、「適否」欄に×と記載された場合に行った是正措置の内容を記載する。
- 7 「植栽関係」欄については、「保安林内択伐届出に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。
- 8 「植栽関係」欄の「適否」欄には、○か×を記載する。
- 9 「調査図」は、「保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書」の注意事項に準じて記載する。

別表第8

森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可申請書の添付図書一覧表

標準添付図書	区分	林道（車道幅員が4 m以下のもの）等※1	林業専用道 ※1	森林作業道 ※3	その他の簡易な路網 ※4
実施計画書（位置、規模、構造、工程等を記載したもの）※5		○	○	○	○
実施設計図 （名称は、森林整備保全事業設計積算要領第8-2に準じた）					
位置図（1/50,000以上）		○	○	○ （路線計画図では位置が確認できない場合）	○ （路線計画図では位置が確認できない場合）
平面図（1/1,000）		○	○		
路線計画図（1/5,000） （森林計画図等に予定線形を示したもの、実測不要）				○	○
縦断面図（1/100又は1/200）		○	○		
横断面図（1/100又は1/200）		○	○		
溝きよ等構造図（1/500以上）			○		
標準図 （土工標準図・構造標準図）			○	○	○（土工標準図）
標準横断面図 ※6				○ （土工標準図又は標準横断面図のいずれかで可）	
排水処理の方法及び溝きよ等の位置図					
土量計算書 ※7		○	○		
残土処理の方法及び処理場位置図		○	○		
使用承諾書（申請者が所有権を有していない場合）		△ （必要に応じ添付）	△ （必要に応じ添付）	△ （必要に応じ添付）	△ （必要に応じ添付）
現地写真		○	○	○	○

※1 「林道規定」に基づく路網であって、車道幅員が4m以下のものが該当するほか、これと同等の規格構造の路網についても準用。

※2 「山梨県林業専用道作設指針」に基づく路網が該当するほか、これと同等の規格構造の路網についても準用。

※3 「山梨県森林作業道作設指針」に基づく路網が該当するほか、これと同等の規格構造の路網についても準用。

※4 森林作業道に比して簡易な構造の作業路であって、独自の実施基準等が該当。

※5 実施計画については、必要事項が許可申請書等別途書類に記載されている場合は、添付省略可。

※6 標準断面図は、標準的な切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示（法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること）した標準的な断面図。

※7 残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することも可。

要綱別表 10

違反行為に対する措置等

1 違反行為に対する措置

- (1) 林務環境事務所長（以下「所長」という）は、違反行為を発見したときは、その場所が保安林内であることを確認したうえ、とりあえず、口頭により行為の中止を指導し、速やかに違法行為の状況、森林所有者、権利者等の確認調査を行い、「違法行為調査書」（別記様式第1号）を作成し、その経緯を「違法行為経緯書」（別記様式第2号）に記録するものとする。
この場合、所長は、「違法行為の調査書」の写しに現況図と写真を添付して、治山林道課長に報告するものとする。
- (2) 所長は、行為者に対し違反行為を確認させたうえ「森林法違反行為の中止について」（別記様式第3号）により行為の中止を勧告するものとする。
- (3) 所長は、行為者が違反行為を確認した後においても復旧計画等の提出がなされない場合は「森林法違反行為に係る復旧計画書等の提出について」（別記様式第4号）により行為者に対して厳重に注意し、始末書等を徴するものとする。
- (4) 所長は、当該違反行為に起因して災害発生の恐れがある場合にはその防災対策を指示するものとする。
- (5) 所長の指示に従って造林や復旧工事等に応じる者については、造林及び復旧計画書等の提出を指示し、確約書を徴して工事に着手させるとともに、着手報告書（別記様式第5号）を提出させるものとする。
工事が完了した場合には、完了報告書を提出させるものとし、復旧計画書等に基づいて完了検査を実施するものとする。
なお、確認検査が終了したときは、違法行為調査書等に始末書及び復旧計画等の書類の写し及び写真を添付して、速やかに林政部長に報告するものとする。
- (6) 所長は、行為者がその指示に従う意志が認められない場合、又は行為跡地の状況からして森林に復旧することが困難であると認められる場合には、速やかに「違法行為調査書」に「違法行為経緯書」及び現況写真を添付して、当該違反行為に係る措置の方針について、治山林道課長と協議するものとする。

2 法に基づく監督処分

違法行為者又は森林所有者が違反行為の確認を拒否し、行政指導にも従う意志がなく、かつ、当該違反行為等によって保安林の機能に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、治山林道課長と協議したところにより、法第38条の規定に基づく監督処分を行う。

(1) 監督処分の方法

監督処分は、書面による処分を命じるものとする。（別記様式第6号から第9号）この場合の通知は郵便配達証明により行うものとする。

(2) 監督処分の相手方

① 法第34条第1項、第2項及び第6項違反

無許可での立木伐採、土地の形質の変更及び許可に係る条件に違反した行為を行った場合の作業の中止命令や違法行為跡地への造林、復旧工事等を命ずる相手は行為者であるが、これは直接の行為者のみを意味するのではなく、法人又は人の代表、代理人、使用人その他の従事者が行為者である場合には、法人又は人に対して命ずることとする。

なお、無許可による立木伐採や土地の形質の変更の違反者が、所有者等から契約に基づいて当該行為を行っている場合には、当該行為のほか契約の相手方である森林所有者等に対しても、原則として勧告を行うこととする。

② 法第34条の4の違反

植栽の命令は、指定施業要件に定められた植栽の義務に違反した者に対するものであるため、命ずる相手方は森林所有者に限定される。

(3) 監督処分の内容

① 中止命令

違法伐採又は違法行為を実施中の者に対して行う命令であって、中止を命ずる根拠及び期間を明示するものとする。

② 造林命令

立木伐採許可又は許可に係る条件に違反して行われた伐採跡地の復旧のための造林命令であって、造林すべき本数、期間、造林後の手入れ方法等を明示するものとするが、特に当該保安林の指定の目的の達成のため安全、かつ確実に成林する樹種を選定するものとする。

③復旧命令

行為許可又は許可に係る条件に違反して行われた行為地の復旧工事を行う命令であって、復旧に必要な行為を具体的に明示するものとするが、当該違法行為に起因して災害が発生しないよう留意するとともに、命令の内容は、保安林の指定の目的の達成のため必要最小限の範囲に留め、相手方に過大な義務を課することとならないよう配慮するものとする。

④植栽命令

植栽の義務に違反した者に対して行う命令であって、植栽すべき種類、本数、方法等を具体的に明示するものとするが、植栽指定地の現況を精査して保安林の指定の目的の達成のため、必要不可欠であることを確認し、相手方に過大な義務を課することとならないよう留意するものとする。

3 監督処分と罰則の適用について

法第38条の規定による監督処分をした場合、悪質なものについては刑事訴訟法に基づき所管警察署長に森林法違反事件として告発（別紙様式第10号）するものとする。

4 監督処分と代執行について

法第38条の規定に基づく監督処分として、造林命令、復旧命令又は植栽命令を行ったにもかかわらず、これに従わない場合は、行政代執行法に基づいて代執行ができることとなっているが、当該命令が実行されないと保安林の機能に著しい支障をきたし、人命、財産その他重要な公共施設に災害をもたらすことが明らかな場合に限って適用するものとする。

様式第1号（要綱別表10関係）

年 月 日

違 法 行 為 調 査 書

林務環境事務所

違法行為所在地			
違法行為の発見年月日及び発見者		発 見 年 月 日	
		発見者の住所職業氏名	
		発 見 の 動 機	
違法行為の内容及び現地調査結果	調 査 者 等	現地調査実施年月日	
		現地調査者の職氏名	
		立会者の住所氏名	
	違法行為の内容	目的・規模	
		違法行為着手年月日	
		行為者の住所氏名	
		森林所有者の住所氏名	
	調 査 結 果 等	違法行為の内容及び現況	
		行 為 者 の 申 立	
	付近への影響		
他法令との関係			
発生に伴ってとった措置			
摘 要		(保安林台帳番号) (保安林種)	

様式第2号（要綱別表10関係）

違 法 行 為 経 過 書

保安林の所在場所		
行為の目的		
行為者住所氏名		
経 緯	年 月 日	

様式第3号（要綱別表10関係）

第 年 月 日
号

住所
氏名

殿

山 梨 県 知 事

森林法違反行為の中止について（通知）

あなたが、〇〇郡〇〇町字〇〇〇〇地内において行っている〇〇〇〇のための行為は、森林法第34条第1項（又は第2項）の規定に基づき許可を受けなければならない行為であり、この規定に違反する行為でありますので、直ちに行為を中止してください。
なお、この行為の措置については、追って通知します。

様式第4号（要綱別表10関係）

第 年 月 日 号

住所
氏名

殿

山 梨 県 知 事

森林法違反行為に係る復旧計画書等の提出について（通知）

あなたが、〇〇郡〇〇町字〇〇〇〇地内において行っている〇〇〇〇のための行為は、森林法第34条第1項（又は第2項）の規定に基づき許可を受けなければならない行為であります。

このような行為は、森林法の規定に違反するものでありますので、今後このようなことがないように厳重に注意します。

なお、年 月 日付け〇〇第 一 号で行為の中止を指示してありますが、次により速やかに造林（又は復旧）計画を提出してください。

- 1 保安林の所在場所
- 2 保安林の種類
- 3 造林の方法及び樹種
 - (1) 樹種及び苗齢
 - (2) 植栽本数
 - (3) 地拵え
- 4 造林期間

自	年	月	日
至	年	月	日

注1：復旧計画の場合は、復旧に必要な工種などを具体的に記入すること。

注2：許可条件違反及び植栽の義務違反については、本様式を準用する。

注3：違反者が違反行為を確認し、自発的な始末書を提出し、造林計画等復旧計画書を提出した場合、本様式による通知は省略して良い。

様式第5号（要綱別表10関係）

造林（着手・復旧・完了） 報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

行為者 住所
氏名

印

年 月 日○第 号に基づいて提出した造林（復旧）計画について、次のとおり 着手（完了）しましたので報告します。

- 1 保安林の所在場所
- 2 着手（完了）年月日
- 3 造林（復旧工事）の内容

様式第 6 号（要綱別表 10 関係）

山梨県達○第 号
年 月 日住所
氏名

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 38 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき、次の行為
の中止を命ずる。

中止を命ずる行為

○○郡○○村○○字○○○○番における○○○○

年 月 日

山 梨 県 知 事

理 由

森林法第 34 条第 1 項（又は第 2 項）の規定による知事の許可を得ないで 1 に掲げる保安
林において、2 に掲げる行為を行い、同項の規定に違反した。

- 1 保安林の所在地及び保安林種
○○郡○○村○○字○○○○番
○○保安林
- 2 森林法第 34 条第 1 項（又は第 2 項）の許可を受けるべき行為の内容
○○○○○○○
- 3 中止を命ずる期間
知事の指示があるまでの期間とする。

教 示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6
0 日以内に、農林水産大臣^{※2}に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条
に規定する審査請求^{※3}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に
山梨県（訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。）^{※4}を被告として、行政事件
訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に規定する処分の取り消しの訴えを提起すること
ができる。

ただし^{※5}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであると
きは、上記審査請求^{※6}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、
公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法
律第 292 号）第 25 条第 1 号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この
場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に
対してのみ提起することができる。

- ※1 法第 34 条第 6 項の規定により、許可に付された条件に違反した場合にも当該様式を準用するも
のとする。
- ※2 処分が法定受託事務の場合については「農林水産大臣」であり、処分が自治事務の場合につい
ては「山梨県知事」となる。
- ※3 処分が法定受託事務の場合については「第 5 条に規定する審査請求」であり、処分が自治事務の
場合については「第 6 条に規定する異議申立」となる。
- ※4 処分が法定受託事務・自治事務いずれの場合も、処分の取り消しの訴えの相手方は、当該処分
の行った者となる。
- ※5 ただし書き以下は、森林法第 10 条の 2 又は同法第 34 条（同法第 44 条において準用する場合
を含む。）の規定による処分の場合記載する。
- ※6 処分が法定受託事務の場合については「審査請求」であり、処分が自治事務の場合については「異
議申立て」となる。
- ※7 山梨県事務委任規則により、知事が林務環境事務所長へ委任した事務については、発信者を林務環
境事務所長とする。

（※1 以下については、様式 9 号まで同様とする。）

様式第7号（要綱別表10関係）

山梨県達○第 号
年 月 日住所
氏名

森林法（昭和26年法律第249号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり造林に必要な行為を命ずる。

年 月 日

山 梨 県 知 事

- 1 命令に係る保安林の所在地
○○郡○○村○○字○○○○番地
- 2 保安林の種類
○○保安林
- 3 造林命令の理由
森林法第34条第1項の規定に違反して許可を得ずに立木を伐採した。
- 4 命令の内容

(1) 造林すべき面積	(2) 樹種及び苗齢
(3) 植栽本数	(4) 地拵えの方法
- 5 造林に必要な期間
完了期限 年 月 日（造林を命じた日より○○以内とする。）
- 6 保育
植栽木の成育を図るため、次の作業を行うこと。
 - (1) 植付又は管理の手落ちにより植栽の翌春までに20パーセント以上の枯損を生じた場合は、補植を行うこと。
 - (2) 年 回程度適期に下刈りを 年以上行うこと。
 - (3) つる切り、除伐等を行うこと。
 - (4) 天然に発生した樹木も積極的に保育して、森林を造成すること。
- 7 その他
 - (1) 命令に係る造林に着手したときは着手届を、完了したときは完了届を速やかに提出すること。
 - (2) この命令の実施に当っては、○○林務環境事務所職員の指導及び指示に従って適切な施業を行うこと。

教 示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣^{※2)}に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に規定する審査請求^{※3)}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に山梨県（訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。）^{※4)}を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5)}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6)}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

（記入上の留意事項等については、様式第6号の※1以下を準用する）

様式第 8 号（要綱別表 10 関係）

山梨県達○第 号
年 月 日住所
氏名

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり復旧に必要な行為を命ずる。

年 月 日

山 梨 県 知 事

- 1 命令に係る保安林の所在地
○○郡○○村○○字○○○○番地
- 2 保安林の種類
○○保安林
- 3 復旧命令の理由
森林法第 34 条第 2 項の規定に違反して許可を得ずに土地の形質変更（行為の具体的な内容を記載）をした。
- 4 命令の内容
（復旧に必要な行為を具体的に記載）
- 5 復旧に必要な期間
完了期限 年 月 日（復旧を命じた日より○○以内とする。）

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、農林水産大臣※₂）に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条に規定する審査請求※₃）をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に山梨県（訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。）※₄）を被告として、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし※₅）、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求※₆）に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条第 1 号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

（記入上の留意事項等については、様式第 6 号の※1 以下を準用する）

様式第9号（要綱別表10関係）

山梨県達○第 号
年 月 日住所
氏名

森林法（昭和26年法律第249号）第38条第3項の規定に基づき、次のとおり植栽することを命ずる。

年 月 日

山 梨 県 知 事

- 1 命令に係る保安林の所在地
○○郡○○村○○字○○○○番地
- 2 保安林の種類
○○保安林
- 3 植栽すべき面積
○○○ヘクタール
- 4 植栽命令の理由
森林法第34条の2の規定に違反し、上記保安林に係る指定施業要件に定める植栽の義務を履行していないため。
- 5 植栽の方法及び樹種
(1) 植栽の方法及び樹種は、指定施業要件の定めるところによる。
(2) 地拵えの方法（地域、地況、林況等により定める。）
(3) 植栽本数
(4) 地拵えの方法
- 6 植栽に必要な期間
(指定施業要件に定められた期間の満了の日から○○以内とする。)
完了期限 年 月 日
- 7 保育
植栽木の成育を図るため、次の作業を行うこと。
(1) 植付又は管理の手落ちにより植栽の翌春までに20パーセント以上の枯損を生じた場合は、補植を行うこと。
(2) 年 回程度適期に下刈りを 年以上行うこと。
(3) つる切り、除伐等を行うこと。
(4) 天然に発生した樹木も積極的に保育して、森林を造成すること。
- 8 その他
(1) 命令に係る造林に着手したときは着手届を、完了したときは完了届を速やかに提出すること。
(2) この命令の実施に当っては、○○林務環境事務所職員の指導及び指示に従って適切な施業を行うこと。

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣^{※2)}に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に規定する審査請求^{※3)}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に山梨県（訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。）^{※4)}を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5)}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6)}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

（記入上の留意事項等については、様式第6号※1以下を準用する）

様式第 10 号（要綱別表 10 関係）

第 年 月 日
号

山梨県警察本部生活安全部長 殿
（ 所 管 警 察 署 長 ）

山 梨 県 知 事

告 発 状

下記の被告発人は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に違反している事実が認められるので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき告発する。

記

- 1 被告発人
住所
氏名
- 2 犯罪となるべき事実の行われている場所及び面積
〇〇郡〇〇村〇〇字〇〇〇〇番地
〇〇〇保安林
面積 〇〇〇〇ヘクタール
- 3 違反行為の経過及び措置
- 4 告発する法令違反の事実
- 5 罪名及び罪状
 - (1) 罪名
森林法第 34 条第〇項違反
 - (2) 罪状
森林法第 206 条第〇号
- 6 証拠資料 （写真等を添付すること。）

別表第 11

省令付録第 8 (第 57 条【植栽本数】関係) の算式による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/2}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/2}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

様式 A-10 (山梨県保安林管理要綱 第 17 条第 3 項関係)

保安林内植栽完了届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 (法人にあつては、名称)
申請者 氏名 (及び代表者の氏名) 印

年 月 日 第 号の決定通知(年 月 日に提出した保安林(保安施設地区)立木伐採届出書)に係る植栽は、年 月 日に次のとおり完了したので、図面及び完了写真を添えて、山梨県保安林管理要綱第17条3項の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的									
森林の所在場所					伐採 終了 した 日	植栽した樹種及び 1ha 当たりの本数	植栽した 面積	植栽した 積	備考
市郡	町村	大字	字	地番					
							ha(m ³)		

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 植栽した樹種及び 1ha 当たりの本数欄には、樹種別に行を分けて記載すること。
- 3 植栽した面積は、実測又は見込みとし、小数第 4 位まで記載すること。

様式 A-17 (山梨県保安林管理要綱 第 17 条第 1 項関係)

〔届出者あて〕
第 年 月 日
号

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内立木伐採届出書の受理について (通知)

年 月 日付けで届出のあったこのことについては、その内容について適当と認め受理したので通知します。

様式 A-18 (山梨県保安林管理要綱 第 17 条第 1 項関係)
(省令第 65 条第 2 項 (許可を受けた者から所有者への通知))

第 号
年 月 日

殿

通知者 住所
氏名

立木の伐採について (通知)

次の森林について、伐採を終えたので森林法第 3 4 条第 8 項の規定により通知します。

伐採に係る森林の所在場所	
伐採面積	ha
伐採の終わった日	年 月 日

様式 A-19 (山梨県保安林管理要綱 第 17 条第 1 項関係)
(省令第 67 条 (市町村長への通知))

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

保安林内における立木伐採の届出について (通知)

次のとおり森林の立木を伐採した旨の届出があったので、森林法第 3 4 条第 1 0 項の規定により通知します。

森林の所在場所 (伐採箇所)	市 町大字 字 番地 郡 村
伐 採 樹 種	
伐採の方法	
伐採木の年齢	
伐採箇所面積	
伐採の目的 (理由)	

様式 A-20 (山梨県保安林管理要綱 第 13 条第 4 項関係)

保安林内立木伐採不許可決定通知書

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の理由により不許可となりましたので通知します。

1 保安林の指定の目的

2 申請の内容

森林の所在場所					伐採の方法	伐採する立木の樹種及び林齢	伐採面積又は伐採立木材積	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番				

3 不許可の理由

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣^{※2)}に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に規定する審査請求^{※3)}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に山梨県(訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。)^{※4)}を被告として、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5)}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6)}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

(記入上の留意事項等については、様式第6号の※1以下を準用する)

様式 A-21 (山梨県保安林管理要綱第 18 条第 2 項関係)

[届出者あて]

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内立木伐採届出書の受理について (通知)

年 月 日付けで届出のあったこのことについては、その内容について適当と認め受理したので通知します。

様式 A-22 (山梨県保安林管理要綱第 18 条第 2 項関係)

〔市町村長あて〕

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内立木伐採届出書の受理について (通知)

年 月 日付けで届出のあったこのことについては、その内容について適当と認め受理したので森林法第 3 4 条第 1 0 項の規定に基づき通知します。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
伐採箇所の面積、方法及び材積	
伐採樹種及び林齢	
伐 採 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	森林施業計画の有無 (有・無)

注)

- 1 備考欄は、該当する箇所を○で囲む。
- 2 届出書及び関係図面の写しを添付する。

〔届出者あて〕

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内択伐届出書の受理について (通知)

年 月 日付けで届出のあった保安林内の択伐については、適当と認め受理したので通知します。
〔また、当該届出に係る立木の伐採が終わった日から 30 日以内に、森林法第 34 条の 2 第 5 項の規定に基づき森林所有者への通知をお願いします。〕

注) [] 内は、当該届出者が森林所有者以外の場合用いることとし、規則第 71 条において準用する規則第 65 条第 2 項の規定に基づく届出書を添付すること。

〔市町村長あて〕

第

号

年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内択伐届出書の受理について

このことについて、次のとおり択伐の届出を受理したので森林法第 3 4 条の 2 第 4 項の規定に基づき通知します。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
伐採箇所の面積及び材積	
伐採樹種及び林齢	
伐 採 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	森林施業計画の有無 (有・無)

- 1 備考欄は、該当する箇所を○で囲む。
- 2 届出書の写しを添付する。
- 3 森林法第 3 4 条の 2 第 4 項のただし書きに該当する場合は、「森林法第 3 4 条の 2 第 4 項の規定」を記載しないこと。

様式 A-25 (山梨県保安林管理要綱 第 19 条第 2 項関係)

[届出者あて]

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内間伐届出書の受理について (通知)

年 月 日付けで届出のあった保安林内の間伐については、適当と認め受理したので通知します。

〔市町村長あて〕

第 号

年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内間伐届出書の受理について

このことについて、次のとおり間伐の届出を受理したので森林法第 3 4 条の 3 第 2 項の規定において準用する同法第 3 4 条の 2 第 4 項の規定に基づき通知します。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
伐採箇所の面積及び材積	
伐採樹種及び林齢	
伐 採 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	森林施業計画の有無 (有・無)

- 1 備考欄は、該当する箇所を○で囲む。
- 2 届出書の写しを添付する。
- 3 森林法第 3 4 条の 2 第 4 項のただし書きに該当する場合は、「森林法第 3 4 条の 3 第 2 項の規定において準用する同法第 3 4 条の 2 第 4 項の規定」を記載しないこと。

殿

山梨県知事

保安林内における択伐計画の変更について

年 月 日付けで届出のありました択伐計画については、次の理由により計画を変更する必要がありますので、森林法第 3 4 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

なお、当該変更命令に従い択伐計画を変更して立木を伐採しようとする場合には、森林法第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する択伐届出を森林法施行規則第 6 8 条の規定に従い、択伐を開始する日の前 9 0 日から 2 0 日までの間に提出してください。

変更命令理由

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、農林水産大臣^{※2}) に対して、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条に規定する審査請求^{※3}) をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に山梨県 (訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。) ^{※4}) を被告として、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) 第 8 条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5})、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6}) に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条第 1 号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

(記入上の留意事項等については、様式第 6 号の※1 以下を準用する)

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

保安林内における間伐計画の変更について

年 月 日付けで届出のありました間伐計画については、次の理由により計画を変更する必要がありますので、森林法第 3 4 条の 3 第 2 項の規定により通知します。

なお、当該変更命令に従い間伐計画を変更して間伐のための立木を伐採しようとする場合には、森林法第 3 4 条の 3 第 1 項に規定する間伐届出を森林法施行規則第 6 8 条の規定に従い、間伐を開始する日の前 9 0 日から 2 0 日までの間に提出してください。

変更命令理由

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、農林水産大臣^{※2)}に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条に規定する審査請求^{※3)}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に山梨県（訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。）^{※4)}を被告として、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5)}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6)}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条第 1 号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

(記入上の留意事項等については、様式第 6 号^{※1)} 以下を準用する)

様式 A-29 (山梨県保安林管理要綱 第 30 条関係)

40cm以上	
保安林内の土地の形質の変更行為の許可証	
許 可 者	山 梨 県 知 事
申 請 者	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
許可の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
行為の内容	
30 cm 以 上	

年 月 日

保安林内立木伐採許可期間延長申請書

山梨県知事 殿

申請者 住所 法人又は法人でない団体にあつては本店若しくは
は主たる事務所の所在地又は代表者の住所

氏名 法人又は法人ではない団体にあつては名又は
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により、許可決定通知のあつた保安林内における立木の伐採許可の期間を次のとおり延長したいので、山梨県保安林管理要綱第 16 条の規定により申請します。

保安林の所在場所	
延長の期間	
備 考	

注意事項

- 1 延長理由書（A4 版）を添付すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

保安林内作業許可期間延長申請書

山梨県知事 殿

申請者 住所 法人又は法人でない団体にあつては本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所
氏名 法人又は法人ではない団体にあつては名又は代表者の氏名

年 月 日付け山梨県指令 第 号により、許可された保安林における土地の形質の変更行為等について次のとおり期間を変更したいので申請します。

保安林の所在場所	
保安林の種類	
許可を受けた期間	
許可の変更を受けようとする行為等の概要	
許可を受けた行為等の着手完成予定年月日	
変更後の行為等の着手完成年月日	
備 考	

注意事項

- 1 変更理由書（A4版）を添付すること。（必要により説明図等を添付すること。）
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

要綱 A-32（山梨県保安林管理要綱 第 25 条関係）

山梨県指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった保安林内で作業することについては、森林法第 34 条第 5 項の規定により次の条件を付けて許可する。

年 月 日

山梨県知事

1 保安林の種類及び所在地

-----保安林

2 作業面積及び許可の種目

ha

3 許可の条件

- ①作業の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- ②.....
- ③.....

注意事項

- 1 法第 34 条第 6 項及び要綱 18 条の規定等により必要事項について、条件を付すことになるが、作業期間については必ず付すこと。
- 2 要綱 30 条の許可証の掲示については、申請者に指導を行い、作業現場の入り口等に掲示することとする。

様式 A-33 (山梨県保安林管理要綱 第 25 条関係)

保安林内作業行為不許可決定通知書

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の理由により不許可となりましたので通知します。

1 保安林の指定の目的

2 申請の内容

森 林 の 所 在 場 所					行為の面積	行為の内容	備 考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			

3 不許可の理由

教示

この処分について不服があるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣^{※2)}に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に規定する審査請求^{※3)}をすることができる。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に山梨県(訴訟において県を代表する者は山梨県知事となる。)^{※4)}を被告として、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に規定する処分の取り消しの訴えを提起することができる。

ただし^{※5)}、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求^{※6)}に代えて、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができる。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができる。

(記入上の留意事項等については、様式第6号の※1以下を準用する)

様式 A-34 (山梨県保安林管理要綱 第 28 条関係)
保安林内作業行為終了届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で許可された保安林内 行為については、
年 月 日に終了したので届け出ます。

様式 A-35 (山梨県保安林管理要綱 第 23 条の 2 第 3 項関係)

保安林内柵設置届出書

年 月 日

殿

住所

申請者 氏名 }) 印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

次の森林（土地）において次のように柵を設置したいので、山梨県保安林管理要綱第 23 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。

森林（土地）の所在場所		
保安林（保安施設地区）の指定目的		
行 為 の 目 的		
行 為 の 方 法		
期 間	始 期	
	終 期	
備 考		

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 届出書は、行為を行う箇所ごとに作成する。
- 3 行為の目的欄には、柵の使用目的について記載すること。
- 4 行為の方法欄には、柵の種類及び数量（延長）を記載すること。
- 5 添付する図面は、保安林台帳の図面又は地域森林計画の森林計画図とする。

様式 A-36 (山梨県保安林管理要綱 第 29 条第 1 項関係)

〔届出者あて〕

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内作業行為届出書の受理について

年 月 日付で届出のあったこのことについて、次のとおり届出を受理したので通知します。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
行為の目的	
行為の方法	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

注意事項

- 1 柵設置届出書を受理した場合は、行為終了後の取扱いを備考欄に記載する。

様式 A-37 (山梨県保安林管理要綱 第 35 条第 2 項関係)

保安林内植栽義務例外認定請求書 [省令第 72 条第 1 号関係]

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で許可された保安林内における 行為について、次のとおり植栽することができない事情が生じたので、森林法施行規則第 7 2 条第 1 号の規定による認定を求めます。

保安林の指定の目的：

保安林の所在場所	
植栽義務の内容	植栽樹種 本数
例外事項の内容	
理 由	
植栽義務の猶予が必要な期間	年 月 日まで
備 考	

- 1 植栽義務の内容欄には、当該保安林の植栽樹種、本数、期間を記載すること。
- 2 例外事項の内容欄には、火災、風水害その他の非常災害等の事項を記載すること。
- 3 理由欄には、植栽が不可能となった理由を具体的に記載すること。
- 4 備考欄に当該伐採跡地の面積（ヘクタールを単位とし、小数第 4 位）までを記載し、伐採跡地の区域を明示した図面を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内植栽義務例外認定請求について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおり、森林法施行規則第 7 2 条第 1 号の規定により認定することとしたので通知します。

保安林の指定の目的：

保安林の所在場所	
植栽義務の猶予する期間	年 月 日まで
猶予する植栽義務の内容	植栽樹種 本数
備 考	

- 1 植栽義務の猶予する期間欄は、非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合には、植栽の義務を停止する期間を記載すること。
- 2 猶予する植栽義務の内容欄は、植栽樹種及び本数を明らかにして認定するものとする。

様式 A-39 (山梨県保安林管理要綱 第 36 条第 2 項関係)

保安林内植栽義務例外認定請求書 [省令第 72 条第 2 号関係]

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで森林法第 3 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出をした択伐による伐採跡地について、次のとおり森林法施行規則第 7 2 条第 2 号の規定による認定を求めます。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
指 定 施 業 要 件	
植栽義務の猶予が必要な期間	年 月 日まで
主 たる 更 新 樹 種	
天然更新補助作業の実施の予定の有無	
天然更新補助作業の実施の方法及び時期	
備 考	

- 1 植栽義務の猶予が必要な期間欄は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 5 年を超えない範囲で記載すること。
- 2 主たる更新樹種欄は、当該保安林に係る指定施業要件に植栽すること定められている樹種を記載すること。
- 3 天然更新補助作業の実施の有無欄には、「有」又は「無」を記載すること。
- 4 天然更新補助作業の実施の方法及び時期欄は、天然更新補助作業の実施の予定の有無欄が「有」の場合に記載すること。
- 5 本届出人と当該伐採跡地を生じさせる択伐に係る森林法第 3 4 条の 2 第 1 項の届出をした者が異なる場合にあつては、備考欄にその旨及び当該届出人の氏名を記載する。
- 6 当該伐採跡地を生じさせる択伐に係る森林法第 3 4 条の 2 第 1 項の届出と併せて請求するものではない場合等にあつては、備考欄に当該伐採跡地の面積（ヘクタールを単位とし、小数第 4 位）までを記載し、伐採 跡地の区域を明示した図面を添付すること。

様式 A-40 (山梨県保安林管理要綱 第 36 条第 3 項関係)

第 号
年 月 日

殿

山梨県〇〇林務環境事務所長

保安林内植栽義務例外認定請求について (通知)

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおり、森林法施行規則第 7 2 条第 2 号の規定により認定することとしたので通知します。

保安林の指定の目的

保安林の所在場所	
植栽義務の猶予する期間	年 月 日まで
備 考	

様式 A-41 号

保安林損失補償請求書

年 月 日

山梨県知事 殿

請求人 住所

法人にあつては名称及び

氏名 代表者の氏名

印

次の保安林に対する 年分の損失補償金として金 円也を支払われたく山梨
 県保安林管理要綱第 49 条の規定により、関係書類を添えて請求する。

都道府県	市郡	町村	大字	字	地番